2026年度　大林財団

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 対象(抜粋)：学部１年生または学部2年生(2026.4現在)　22歳以下である者。 都市に関連ある分野の実業、実務又は学術研究に将来従事しようとする者。（学部・専攻は問いません） 父母の年収の合計が原則として800万円以下である者。 (2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。 (3) 応募当該年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。秋学期に募集するもので、秋学期に復学した者は応募可。また休学による原級は認めることがあるので、事前に事務室に確認すること。 (4) 応募当該年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。 (5) 通算のGPA(成績通知書に記載されたGPA)が、学部生で2.7以上であること。 ただし新入生でGPAが算出できない場合、GPAの要件はありません。
推薦者数	**若干名**
学内締切 **（厳守）**	**2026年4月24日（金）17：00** 事務室への提出（郵送不可）を上記期限までに行ってください。 ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。
提出書類	推薦要項の「６　応募方法」に記載された応募書類、以下の**５点を提出先に提出**してください。 ※　(2),(3)の書類については学部2年生が申請する場合のみ提出してください。学部1年生は不要です。 全ての書類は手書きで作成してください。申請書類の作成にあたっては「奨学生応募書類作成に関する注意事項」をよく読んでください。 (1) 国内奨学金　奨学生願書（様式１） (2) 国内奨学金　奨学生推薦書（様式２） ※ご自身で指導教員に作成してもらってください。表の下部にある学長の印は国際教育事務室で押印します。 (3) 学業成績証明書 (4) 収入に関する証明書　（自国で発行された証明書） ※コピーを取り、コピーに日本語訳をご自身で書き加えたものも提出してください。詳細は別紙「注意事項」を確認してください。 (5) 住民票の写し ※国籍、在留資格、在留期限が記載されていて、マイナンバーの記載がないもの。住民登録をしている市区町村の役所で発行できます。
提出先	**国際教育事務室(駿河台/和泉/生田)**または **中野教育研究支援事務室**
注意事項	(1) 応募に際しては必ず、財団の「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 志願者本人以外が、代理で応募書類を提出することは認めません。 (4) 一度提出された書類は返却しません。 (5) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。 (6) 不明な点がある場合には、国際教育事務室（isupport@meiji.ac.jp）へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。 (7) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。
個人情報の **取り扱いについて**	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301　東京都千代田区神田駿河台1-1　明治大学　国際教育事務室 財団奨学金担当（03-3296-4488）isupport@meiji.ac.jp

公益財団法人 大林財団

２０２６年度 国内奨学生募集要項

１　大林財団のあらまし

大林財団は都市に関する学術研究を助成し、もってわが国の学術研究の振興を図ることを目的に、株式会社大林組の名誉会長である故大林芳郎を初代理事長として 1998 年 9 月 22 日に設立されました。その後、2010 年 9 月に内閣府から公益財団法人への移行認定を受け、同年 10 月 1 日より公益財団法人大林都市研究振興財団となり、2011 年 9 月 16 日、名称を変更し公益財団法人大林財団となりました。

（財団の主な事業）
（１）助成事業
（２）制作助成事業
（３）顕彰事業
（４）奨学事業

２　奨学事業の目的

都市に関連する分野の実業、実務又は学術研究に将来従事しようとする大学生に対して奨学金を給付することにより、学術研究の振興と社会有用の人材の育成に寄与することを目的としています。

３　応募資格

次の要件をすべて満たす大学生（留学生を含む）とします。

（１）2026 年 4 月 1 日現在において大学 1 年生又は 2 年生であり、22 歳以下である者
（２）就業経験のない者（アルバイト除く）
（３）都市に関連ある分野の実業、実務又は学術研究に将来従事しようとする者（学部・専攻は問いません）
（４）人物、学業、健康ともに優れている者
（５）経済的な理由で就学が困難な者
本人の属する世帯の父母（父母がいない場合は、祖父母などその家計支持者）の税込年収の合計が原則 800 万円以下とします。（退職金等、臨時的な収入は含めません。）
（６）奨学生採択決定通知書授与式および奨学生交流会等、当財団の行事に出席できる者

＜過去の採択者の所属学部（実績）＞
工学部、理学部、農学部、経済学部、社会学部、政策学部、商学部、法学部、文学部、医学部、薬学部、創造学部、国際学部、外国学部　など

４　奨学金

（１）給付金額

日本国籍を有する人

月額 50,000 円／人

（但し、外国籍でも在留資格が「永住」または「定住者」の人は応募可能）

海外からの留学生（在留資格が「留学」の人）
月額 200,000 円／人

（２）給付期間
大学 1 年生：2026 年 4 月から 4 年間（最長 48 ヶ月間）
大学 2 年生：2026 年 4 月から 3 年間（最長 36 ヶ月間）
原則、採択決定年度の 4 月から正規の最短修学年限までとする。
（３）奨学金の種類　給付型
（４）他の奨学金との重複受給　原則不可

日本国籍を有する人
高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構（JASSO）奨学金および各大学が行う奨学金については、当財団が行う奨学金との重複受給を可とする。

海外からの留学生
日本学生支援機構（JASSO）奨学金および各大学が行う奨学金については、当財団が行う奨学金との重複受給を可とする。但し、国費外国人留学生は除きます。

5　採用予定人数
日本国籍を有する人　20 名程度
海外からの留学生　　5 名程度

6　応募方法（別紙注意事項を参照の上、ご記入下さい）
（１）応募者は、2026 年 5 月 15 日（金）までに、次の応募書類を、在籍する大学を経由して当財団に提出してください。

日本国籍を有する人
ア　国内奨学金　奨学生願書（様式 1）
イ　国内奨学金　奨学生推薦書（様式 2）※大学 2 年生のみ提出
ウ　学業成績証明書　※大学 2 年生のみ提出
エ　収入に関する証明書（マイナンバー記載のないもの）
オ　住民票（マイナンバー記載のないもの）
※外国籍の場合は在留資格の記載があり、マイナンバー記載のないもの

海外からの留学生
ア　国内奨学金　奨学生願書（様式 1）
イ　国内奨学金　奨学生推薦書（様式 2）※大学 2 年生のみ提出
ウ　学業成績証明書　※大学 2 年生のみ提出
エ　収入に関する証明書（自国で発行された証明書）※日本語訳を付けてください
オ　住民票（在留資格の記載があり、マイナンバー記載のないもの）

（２）応募書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

７　選考方法

（１）当財団の奨学生選考委員会が、応募書類の審査及び面談等の方法により奨学生を決定します。

（２）書類審査通過者には 2026 年 6 月 18 日~6 月 22 日までの間に E メールで連絡の上、面談の時間調整を行います。
面談は、2026 年 6 月 30 日（火）、7 月 1 日（水）、2 日（木）、3 日（金）の 9：00-17：00 の間にオンラインにて実施します。詳細については、決定次第通知します。

（３）最終の選考結果は、奨学生選考委員会の開催を経て、7 月下旬に書面により採択者本人および在籍する大学へ通知します。

※書類審査、面談の結果につきましては、通過者及び採択者のみへ連絡します。

８　奨学生決定後の手続、行事等

（１）奨学生決定の通知を受けた方は、「大学の在学証明書」、「誓約書」及び「奨学生連絡先届（様式 6)」を当財団に提出してください。
奨学金の振込口座については、財団 HP 既奨学生用提出様式ページ「奨学金の振込口座届」の申請フォームより必要事項を入力・送信してください。
振込口座は本人名義のものに限ります。

（２）奨学金の給付はそれぞれ下記の通りとします。

日本国籍を有する人

初回の奨学金の給付は、奨学生決定月によって変動がありますが、決定月が 8 月である場合、8 月中に 4 月から 9 月までの 6 ヶ月分の奨学金を届出口座へ振込む予定です。年度更新時は継続可否の決定後、5 月下旬、7 月、10 月、1 月の上旬に、向こう 3 ヶ月分の奨学金をまとめて届出口座へ振込みます。

海外からの留学生

初回の奨学金の給付は、奨学生決定月によって変動がありますが、決定月が 8 月である場合、8 月中に 4 月から 9 月までの 6 ヶ月分の奨学金を届出口座へ振込む予定です。年度更新時は継続可否の決定後、5 月下旬に 4 月、5 月分をまとめて、その他の月は毎月 10 日に本人名義である日本国内の金融機関の口座へ振り込みます。（月末締め切りの、『海外からの留学生用「生活状況報告書」』確認後の振り込みとなり、未提出の場合や提出が遅れた場合にはこの限りではありません。）

（３）奨学生採択決定通知書の授与式を、東京都内において実施する予定ですので、出席してください。授与式参加に要する交通費は当財団がお支払いします。詳細については、決定次第通知します。

（４）最終年度には修了式を 2 月～3 月頃に東京都内において実施する予定ですので、出席してください。

（５）奨学生は、毎年、年度終了時に次の書類を当財団に提出してください。
（提出締切日は翌年度の 4 月末日とします）
次年度以降の奨学金給付については、年度終了時の提出書類等の審査により継続の可否を決定します。

ア　国内奨学金　生活状況報告書（様式４）
イ　在学証明書
ウ　学業成績証明書
エ　住民票　※海外からの留学生のみ提出

（６）海外からの留学生は、毎月末に次の書類をメールに添付して提出してください。
（年末年始や、翌月 10 日が土日祝日の場合は提出日を前倒しして提出いただく場合があります。）
・国内奨学金　海外からの留学生　月次報告書（様式１５）
※年度更新時の 4 月分については（５）にある書類を提出いただきますので、「国内奨学金　海外からの留学生　月次報告書（様式１５）」の提出は必要ありません。
（７）奨学生は、卒業時に次の書類を当財団に提出してください。
提出締切日は卒業年度の 12 月末とします。
2 年生で採択の場合：2028 年 12 月末
1 年生で採択の場合：2029 年 12 月末
ア　進路報告書（様式 5）
イ　研究レポート（様式 8）
・A4 所定用紙（様式 8）10 枚以上 20 枚以下
・都市に関連ある内容で作成
（８）奨学生は、住所、電話番号等に変更があった場合は「奨学生連絡先届（様式 6）」をすみやかに当財団に提出してください。
（９）奨学生は、留学、留年、休学等、学生生活に変化がある場合は、事前に当財団へ連絡の上、大学を経由して「異動届（様式 7）」をすみやかに提出してください。
（留学の場合は、留学の内容や条件により手続きが異なります。「１０　海外留学時の奨学金の取扱いについて」をご参照ください。）
（１０）毎年、授与式・修了式に合わせて奨学生交流会を実施します。大学在学中は出席してください。また、大学卒業後も積極的に参加してください。交流会参加に伴う交通費は当財団がお支払いします。

９　奨学金給付の停止※1及び取消し※2について

（１）奨学生が奨学金給付を辞退した場合、退学又は死亡した場合、その他修学が困難となった場合は、奨学金の給付を停止又は取消すことがあります。
（２）応募書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合、当財団が求める報告を怠った場合、その他当財団が奨学生として相応しくないと判断した場合は、奨学金の給付を停止又は取消します。
（３）当財団と連絡がとれなくなったり、必要な連絡を怠った場合は、奨学金の給付を停止又は取消します。
（４）当財団の指定する期日までに書類が提出されなかった場合、奨学金の給付を停止又は取消します。
（５）奨学生が休学した場合、奨学金の給付を一旦停止※3することがあります。この場合、復学後は、最長 48 ヶ月（1 年生）又は 36 ヶ月（2 年生）から給付済期間及び休学期間を控除した月数のみ奨学金を給付します。
（６）奨学生が留年した場合、単位数が足らず卒業できずに留年することが明らかになった場合、奨学金の給付を停止します。（留学による留年の場合は、この限りではありません。）
（７）奨学生が停学処分又は退学処分を受けた場合は、奨学金の給付を停止又は取消します。
（８）奨学生が飛び級や早期卒業する場合は、奨学金は大学在学中までの給付となります。
（９）奨学生が在籍する大学から他大学へ転学する場合、転学先の大学によっては奨学金の

給付を停止することがあります。

※１　停止　　：停止決定後、奨学生としての資格を喪失（奨学金の給付終了）
※２　取消し　：遡って、奨学生としての資格を抹消（給付済みの奨学金を返還）
※３　一旦停止：給付を一旦停止し、停止理由が消滅した時点で給付再開

１０　海外留学時の奨学金の取扱いについて

（１）短期・長期に関わらず、留学（研修等を含む）する場合はすみやかに当財団へ連絡してください。また、詳細が決定次第、大学を経由して「異動届（様式 7)」もしくは「国内奨学金　留学通知（様式 11)」を提出してください。（留学の条件や方法によって提出する書類が異なります。）

（２）日本学生支援機構（JASSO）および各大学が海外留学用に実施する奨学金を受給して留学する場合は、留学期間中も奨学金の給付を継続します。

（３）上記（２）以外の団体が実施する奨学金を受給して留学する場合、奨学金の給付を留学期間中一旦停止します。帰国後は、最長 36 ヶ月から給付済期間及び留学期間を控除した月数のみ奨学金を給付します。

（４）奨学生が大学の定める交換留学プログラムにより留学した場合は、原則留学期間中も奨学金の給付を継続します。

（５）奨学生が大学を休学して留学する場合、奨学金の給付を一旦停止します。この場合、復学後は、最長 36 ヶ月から給付済期間及び休学期間を控除した月数のみ奨学金の給付を再開します。

１１　個人情報の取扱いについて

応募書類に記載された個人情報は、奨学生の選考、選考結果の通知及び採択後の各種通知・連絡にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

１２　書類提出・問合せ先

公益財団法人 大林財団　奨学事業事務局
〒104-0045　　東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル 13Ｆ
TEL：03-3546-7581　　FAX：03-3546-7582
E-mail：obf-scholarship@obayashi.co.jp
ホームページ：https://www.obayashifoundation.org/